

坂戸市分別収集計画
〔第10期〕

令和4年6月

目 次

No.	項 目	ページ
1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

安全かつ快適な環境で生活するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を自覚しながら連携を図り、廃棄物問題、地球環境問題等について積極的に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、物の豊かさ・利便性を指標としてきた従来の使い捨て社会から、限られた資源を循環利用し、地球と共生する社会、すなわち「循環型社会」をともに築いていくとともに、地球温暖化問題に対応するための「低炭素社会」や自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築を進める必要があります。

本市では、平成16年度から分別収集区分の大幅な見直し及び坂戸市指定袋の導入を行い、市民や市民団体、事業者等の御理解と御協力の下、ごみの減量・資源化に伴う施策を実施し、順調に成果を上げてまいりましたが、処理施設の老朽化やごみ処理経費の財政負担等、本市の実情を勘案した上でも、ごみの発生・排出抑制を前提とした4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の更なる推進が重要となってまいります。

本計画は、本市第6次総合振興計画及び第4次一般廃棄物処理基本計画との整合を図りながら、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定に基づいて一般廃棄物に占める割合の多い容器包装廃棄物の発生・排出抑制を前提とした4Rの推進方策を定めるものです。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の有効活用を図るとともに、ごみの減量化、資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成をより一層図るものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示します。

(1) 市民・事業者との連携による取組の推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、連携による取組を進めます。

(2) 普及・啓発活動の充実

分かりやすい情報の提供を目指し、情報の共有化を図りながら4Rの推進を図ります。

(3) 減量化及び効率的なリサイクルの推進

可能な限りごみの発生抑制及び減量化を推進するとともに、適正な分別に基づく資源化を図りながら、更なる効率的なリサイクルを行うための仕組みを検討します。

(4) 安全で適正な処理システムの構築

環境負荷の少ない安全・安心な処理を進めるとともに、ごみ処理の広域化も視野に入れた適正な処理システムの構築を検討します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

なお、その他紙製容器包装は、本市では「雑誌・雑がみ」として分別収集しているため、本計画の対象品目から除きます。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,349	5,323	5,296	5,263	5,230

各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み

種 類		比率%	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
金属	スチール	0.92	253	252	250	248	247
	アルミ	0.52	143	142	141	140	140
ガラス	無色	0.85	233	232	231	230	228
	茶色	0.94	258	257	256	254	252
	その他	0.10	27	27	27	27	27
紙	紙飲料用紙製容器	0.60	165	164	163	162	161
	段ボール	5.60	1,538	1,530	1,523	1,513	1,504
	その他紙製容器包装	3.30	906	902	897	892	886
プラスチック	ペットボトル	1.27	349	347	345	343	341
	その他プラ性容器包装 （白色トレイを含む）	5.38	1,477	1,470	1,463	1,454	1,444

※ 「その他紙製容器包装」については、雑誌・雑がみとして収集したもののうち、「その他紙製容器包装」に当たるものが1割程度含まれていると想定した数値を計上しています。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るよう努めます。

(1) 地域団体及び事業者との連携による4Rの推進

区・自治会やNPO等の地域団体が主催する4Rの取組に対して、必要な支援を行います。また、エコショップ認定制度の登録店との連携、リユース家具の販売等により、4Rの取組を進めます。

(2) 情報発信の強化による意識啓発の推進

広報紙、ホームページ等を通じて、ごみの現状に関する情報発信を図るとともに、ごみの発生抑制及び減量化並びに環境に配慮したライフスタイルに関する啓発を行います。

また、収集日のお知らせ、分別区分や適正処理困難物の処理業者の検索などが簡単に行える坂戸ごみ分別アプリの周知を図ります。

(3) 環境教育の推進

次の世代を担う子供たちを対象に環境教育プログラムを実施するとともに、職員出前講座を通じて様々な世代に対する環境教育を実施します。

(4) リサイクル講座、ごみに関する懇談会の開催

「環境学館いずみ」において、廃食油を使った石けん作りなどのリサイクル講座を開催するとともに、市民や事業者に対する懇談会を実施し、ごみ分別・減量・リサイクルに関する相互理解を深めます。

(5) イベントやキャンペーンでの啓発の充実

古本市などの各種イベントにおいて、ごみの発生抑制及び減量化に関する啓発活動を行います。

(6) 家庭系ごみの発生抑制及び減量化の推進

ごみの発生抑制のため、マイボトルの活用、詰替え商品など環境に配慮した商品の購入を推奨します。

(7) 事業系ごみの適正排出及び減量化の推進

ごみの減量、分別の徹底及び適正な排出を指導するとともに、ごみの搬入検査を実施し、不適切な排出が見受けられる場合は、一般廃棄物収集・運搬許可業者を通じた指導を行います。なお、排出者が特定できる場合は直接指導を行うこととします。また、多量排出事業者には、減量計画書の提出を求めるなど指導します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現有ごみ処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、市民の協力度、市の再生処理体制を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定めます。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源カン	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	資源ビン
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源紙（紙パック）	
主として段ボール製の容器	資源紙（ダンボール）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック (白色トレイを含むペットボトル以外のプラスチック製容器包装)	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

年度 種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	252	251	249	248	246
主としてアルミ製の容器	136	135	134	133	133
無色のガラス製容器	(合計) 223	(合計) 222	(合計) 221	(合計) 220	(合計) 218
	(引渡) (独自処理) 0 223	(引渡) (独自処理) 0 222	(引渡) (独自処理) 0 221	(引渡) (独自処理) 0 220	(引渡) (独自処理) 0 218
茶色のガラス製容器	(合計) 245	(合計) 244	(合計) 243	(合計) 241	(合計) 240
	(引渡) (独自処理) 0 245	(引渡) (独自処理) 0 244	(引渡) (独自処理) 0 243	(引渡) (独自処理) 0 241	(引渡) (独自処理) 0 240
その他の色のガラス製容器	(合計) 26	(合計) 26	(合計) 25	(合計) 25	(合計) 25
	(引渡) (独自処理) 0 26	(引渡) (独自処理) 0 26	(引渡) (独自処理) 0 25	(引渡) (独自処理) 0 25	(引渡) (独自処理) 0 25
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5	5	5	5	5
主として段ボール製の容器	645	642	639	635	631
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 338	(合計) 336	(合計) 334	(合計) 332	(合計) 330
	(引渡) (独自処理) 338 0	(引渡) (独自処理) 336 0	(引渡) (独自処理) 334 0	(引渡) (独自処理) 332 0	(引渡) (独自処理) 330 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,450	(合計) 1,443	(合計) 1,436	(合計) 1,427	(合計) 1,418
	(引渡) (独自処理) 1,341 109	(引渡) (独自処理) 1,334 109	(引渡) (独自処理) 1,328 108	(引渡) (独自処理) 1,320 107	(引渡) (独自処理) 1,311 107
(うち白色トレイ)	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(引渡) (独自処理) 0 0				

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

見込み量＝間近年度の分別基準適合物等の収集実績 ※1 × 人口変動率（％） ※2

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
98,333人 (対前年度比)	97,848人 (対前年度比)	97,363人 (対前年度比)	96,755人 (対前年度比)	96,147人 (対前年度比)
98.61%	99.51%	99.50%	99.38%	99.37%

※1 間近年度（令和4年度）の数値は、過去3年間（R元～R3年度）の分別基準適合物等の収集実績の平均値を基に推計。以後当該年度の前年度を間近年度とする。

※2 令和4年度の人口数値は、4月1日の実数を使用。令和5年度以降は、坂戸市人口ビジョンの予測値を使用

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集を実施する者（主体）は、下表のとおりとします。

分別する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源カン	委託による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源ビン	〃	〃
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源紙（紙パック）	〃	〃
	段ボール製の容器	資源紙（ダンボール）		
プラスチック	ペットボトル	資源ペットボトル	〃	〃
	その他のプラスチック製容器包装	資源プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、分別収集されたものについて、選別、圧縮、保管等の中間処理を全て民間業者委託とします。

分別する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源カン	資源物 収集袋 (黄色半透明)	塵芥車 及び 平ボディ車	民間業者委託
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源ビン	〃	〃	〃
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	資源紙 (紙パック)	ひもで縛る	〃	〃
段ボール製の容器	資源紙 (ダンボール)			
ペットボトル	資源ペットボトル	資源物 収集袋 (黄色半透明)	塵芥車	〃
その他のプラスチック製 容器包装	資源プラスチック (ペットボトル以外の プラスチック製容器包 装)	〃	〃	〃

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、必要に応じて坂戸市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行い、その答申を施策に反映させることとします。